

## 告示

### 埼玉県告示第千四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコスショッピングセンター

埼玉県狭山市広瀬十二番二、二十五番、二千十一番六、二千二十三番一、二千二十四番一、二千二十七番三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トコス 代表取締役 岡本雅司

東京都千代田区富士見一丁目十一番地二

（変更後）株式会社トコス 代表取締役 益子崇

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十一者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

#### ハ 変更年月日

令和三年七月二日外

#### ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課